

2026 年度入学生用
(令和 8 年度)

創薬科学研究科要覧

教育目的・履修要項など



大阪公立大学大学院創薬科学研究科

目次

I. 創薬科学研究科の教育目的等	1
II. 履修要項	
1. 専攻名称、修了時の学位、入学定員	4
2. 学年・学期・授業期間等	4
3. 授業時間	4
4. 授業科目の種類	5
5. 授業科目の単位、単位制	5
6. 履修課程と履修上の注意	5
7. 科目ナンバリング	7
8. 履修登録	7
9. 成績評価・試験	8
10. 成績評語と GPA 制度	9
11. 既修得単位の認定（再入学の場合を除く）	9
12. 長期履修制度の利用について	9
13. 定期試験受験心得	10
14. 成績評価についての異議申立	11
15. 休講・欠席について	11
16. 他大学院との単位互換・単位認定制度	12
17. 前期終了時の修了	12
18. 早期修了	12
19. 学籍について	12
20. 修学上の配慮・支援について	13
21. 転研究科	13
22. リーディングプログラムコース	13
23. 研究指導教員の決定と研究指導の方法	14
24. 学位論文と学位	17
25. 修了要件	17
26. 専門科目履修課程	18
27. 大学院共通教育科目履修課程	21
28. 各種資格（受験資格）	23
29. 生成 AI の利活用に関する学生向けガイドライン	23

Ⅲ. 創薬科学研究科 教員一覧表 -----24

Ⅳ. 大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範 -----25

I. 創薬科学研究科の教育目的等

■教育目的

本研究科においては、異分野を融合した教育研究を通じて、国際的に活躍できる研究者を養成し、創薬科学分野、及びヘルスケアサイエンスを含めた関連分野の発展に寄与することを目的とする。

博士前期課程は、異分野融合型創薬科学研究の土台となる基礎科学の思考力、知識や技術を築くことができ、科学的な問題解決能力を有し、グローバルな視点で創薬科学研究を進め、自らの研究成果を適切に社会に伝えることのできる人材を養成する。

博士後期課程は、優れたリーダーシップを有し、異分野融合型創薬科学のフロンティアに挑戦し画期的な新知見を生み出すことができ、創薬科学研究で得られた成果を国内外で社会に還元し、製薬企業や医療、健康分野でグローバルに貢献できる人材を養成する。

■卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

（博士前期課程）

博士前期課程では、本研究科の養成する人材像に基づき、以下の能力を身に付けたものに修士（創薬科学）の学位を授与する。

- 1 本研究科の各研究領域に関する修士論文の作成・発表を通して、学術論文を調査・解析し、研究成果を論理的に記述する能力及び発表する能力を身に付けている。
- 2 創薬科学研究に関する多様な専門知識・技術を有し、異分野融合の重要性を認識したうえで、創薬プロセスを理解し、研究遂行する能力を身に付けている。
- 3 グローバルな視点から、研究遂行、判断、論理的思考、問題解決、プレゼンテーション、ディスカッションができる能力を身に付けている。
- 4 高い倫理観を持ち、社会的責任を果たすことの重要性を理解し実践する能力を身に付けている。

（博士後期課程）

博士後期課程では、本研究科の養成する人材像に基づき、以下の能力を身に付けたものに博士（創薬科学）の学位を授与する。

- 1 本研究科の各研究領域に関する博士論文の作成・発表を通して、高い研究能力や問題解決能力、主体的に研究課題から問題を抽出し、論理的に解決へと導く能力を身に付けている。また、研究成果を国際的に発信できるよう英語論文にまとめる能力を身に付けて

いる。

- 2 創薬科学における多様な専門知の融合により、複雑な課題に対して実践的に解決できる能力を身に付けている。
- 3 創薬科学における世界的な動向や課題を理解し、国内外の研究者と協働するために必要な研究遂行能力とコミュニケーション能力を身に付けている。
- 4 創薬科学のフロンティアを切り拓くリーダーとして、起業家精神、新しいアイデアを実現するためのイノベーション能力や創造性、社会貢献への強い使命感と責任感、高い倫理性を身に付けている。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

（博士前期課程）

博士前期課程では、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

- 1 創薬科学や関連分野に関する特定の研究課題に取り組み、主体的に研究を計画・遂行し、得られた結果を適切に解析・分析して独創的で新規性のある結論に導く能力を養成するための科目（演習、実験・実習）を置くとともに、必要な研究指導を実施する。
- 2 創薬科学の基盤となる薬学の基礎的知識を含め、創薬プロセスの全体像を理解するための科目（講義）を置く。
- 3 異なる専門分野における最先端の実験技術やそれぞれに特有の研究手法を修得するとともに他分野の視点を学び、創薬科学に関する多様な知識や技術を養成するための科目（講義、実験・実習）を置く。
- 4 最先端の研究を行う学外講師により、創薬科学分野のより広範な専門知識と調査・研究方法を養成するための科目（講義）を置く。
- 5 世界で活躍する研究者に必要となる英語による創薬科学に関するコミュニケーション及びプレゼンテーション能力を養成するための科目（演習）を置く。
- 6 学術交流協定締結校や国際共同研究機関に所属する研究者により、国際的で幅広い視点からの知識や研究技術を養成するための科目（講義）を置く。
- 7 公正性の高い研究を実施するための基本的ルールや倫理観、先取権や知的財産の理解など現代社会が研究者や技術者に求める多様な知識や能力を養成するための科目（講義）を置く。

（博士後期課程）

博士後期課程では、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

- 1 創薬科学に関する研究を自ら立案して実行するための多様な専門知識と技術を修得し、独創的かつ柔軟性に優れた自立的な研究能力、総合的な視野で研究成果を発信する能力、また、研究者として必要な創造性、論理的思考力、問題解決能力、倫理観と責任感を養成するための科目（演習、実験・実習）を置くとともに、必要な研究指導を実施する。
- 2 製薬企業などの研究現場で創薬プロジェクトに参画し、様々な実験技術やデータ解析手法を修得するとともに、プロジェクト管理やチームワーク育成等の能力を身に付けるための科目（実験・実習）を置く。
- 3 創薬科学における国際的視野に立ち、学术交流、研究活動に貢献し、研究成果を世界に発信する能力、リーダーシップを養成するとともに、英語でのプレゼンテーション能力やディスカッション能力を養成するための科目（実験・実習）を置く。
- 4 起業家精神を育むために必要な基礎的知識、問題解決能力、リーダーシップ、イノベーション能力、高い倫理観と社会的責任感を養成するための科目（講義、演習）を置く。
- 5 最先端の研究を行う学外講師により、創薬科学分野のより広範な専門知識と調査・研究方法を養成するための科目（講義）を置く。

Ⅱ. 履修要項

1. 専攻の名称、修了時の学位、入学定員

専攻	学位	定員
創薬科学専攻 Department of Drug Discovery Sciences	修士（創薬科学） (Master of Drug Discovery Sciences)	40

専攻	学位	定員
創薬科学専攻 Department of Drug Discovery Sciences	博士（創薬科学） (Doctor of Drug Discovery Sciences)	8

2. 学年・学期・授業期間等

学 年：4月1日～翌年3月31日

学 期：前期：4月1日～9月23日

後期：9月24日～翌年3月31日

休業日：

- ① 日曜日および土曜日（授業調整日を除く）
- ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
（祝日授業日を除く）
- ③ 春季休業3月20日から4月7日まで
- ④ 夏季休業8月10日から9月23日まで
- ⑤ 冬季休業12月24日から1月7日まで
- ⑥ その他学長が必要と認めた日

詳しい授業期間および試験期間等は、各年度当初に定められる「学事日程」によります。学事日程は、毎年度、大学 Web サイト [\(ホーム>教育・学生生活>授業・履修>学事日程・授業関係\)](#) などで確認してください。ただし、担当教員が必要と認めたときは、その他の期間に授業や試験が行われることがあります。

3. 授業時間

時限	時間
1 時限	9:00-10:30
2 時限	10:45-12:15
3 時限	13:15-14:45
4 時限	15:00-16:30
5 時限	16:45-18:15

4. 授業科目の種類

全研究科を対象とする「大学院共通教育科目」があります。

大学院共通教育科目では、全ての大学院生に対して、研究に関する倫理的基盤を培うことを目的に、博士前期課程では「研究公正 A」が、博士後期課程では「研究公正 B」が開設されています。それら科目は各研究科・専攻の教育方針に基づき原則として必修科目です。その他にも、社会や科学技術の変化の本質を見抜く洞察力、社会的課題に積極的にコミットする姿勢の涵養を目指す科目が開設されています。

また、本研究科では「専門科目」が開設されています。科目の設定単位数については、大学院設置基準に示されている時間の範囲内で定めます。また、講義、演習、実験、実習または実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせと割合に応じて、先に設定した時間に基づき単位数を定めます。

○科目区分および開設部局

科目区分	開設部局
大学院共通教育科目	国際基幹教育機構
専門科目	各研究科

5. 授業科目の単位、単位制

授業科目の単位においては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。単位の計算方法は、授業の方法（講義・演習、実験・実習・実技）に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮しておおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算します。

※大学において 1 単位の修得には「45 時間」の学修が必要であり、その際の「1 時間」は実際の 45 分に相当します。すなわち、「2 時間」は 90 分授業（1 時限）に相当します。

(例)

学修時間数	単位数
授業時間 30 時間（毎週 2 時間 15 週） 事前事後学修 60 時間（毎週 4 時間 15 週）	2 単位

6. 履修課程と履修上の注意

(1) 大学院共通教育科目

全研究科の学生が履修可能な科目として、大学院共通教育科目が開講されています。大学院共通教育科目は、複雑かつ多様な課題が日々新たに出現する現代社会に対応できる能力の修得を目的としています。科目名や単位数、必修・選択・自由の区分、配当年次等については、「国際基幹教育機構開設科目要覧（大学院生用）」および本要覧に記載されています。

(2) 専門科目

専門科目においては、各研究科の専門科目に加えて、研究科等によっては共通科目を置き、

それぞれの学問分野で共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の修得等を目指します。専門科目の科目名、単位数、配当年次および必修・選択・自由の区分は、各研究科・専攻の標準履修課程表を参照してください。

(3) 必修、選択および自由科目の区分

科目は必修、選択、自由科目の種類に区別され、各研究科・専攻の定める要件を満たして履修する必要があります。

- ・ 「必修科目」…当該専攻等の教育目的を達成するため、修了要件として修得を必要としている科目。
- ・ 「選択科目」…学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を修了要件に算入する科目。(選択必修科目を含む。)
- ・ 「自由科目」…履修できるが修了要件に算入しない科目。

(4) 遠隔授業について

一部授業は、授業支援システム (Moodle) 等によりオンラインで行うことがあります。

(5) 集中講義について

週 1 回の授業ではなく、短期間で授業を行う集中講義を開講することがあります。集中講義の開講日については学生ポータル (UNIPA) により事前に周知します。集中講義の履修登録については、前期および通年科目は前期履修登録期間中、後期科目は後期履修登録期間中にそれぞれ登録してください。履修登録期間の時点で希望する集中講義の開講日が未定の場合でも、履修希望者は必ず履修登録してください。

(6) 履修に関する相談について

① オフィスアワー

各授業担当教員は、オフィスアワーを設定しています。これは、指定された曜日・時間には、事前に予約なしでも学生が授業担当教員を訪問し、履修に関することや授業中の疑問などを解決するための相談ができる時間のことです。大いに活用してください。(オフィスアワーは、シラバスを参照してください。)

② 相談窓口について

履修にあたっては、授業科目の内容説明(「国際基幹教育機構開設科目要覧(大学院生用)」やシラバス)を参考にし、標準履修課程表を十分に参照するとともに、履修や進路に関し相談等がある場合は、創薬科学研究科教務担当または指導教員等に相談してください。

(7) 他の研究科等の授業科目の履修

研究科において必要と認める場合は、当該研究科の他の専攻の授業科目または他の研究科の授業科目を履修することができます。修得した単位を修了要件に含めることができるかどうかは所属専攻等の修了要件を確認してください。

さらに、研究科において必要と認める場合は、博士前期課程の学生が学士課程の授業科目を、博士後期課程の学生が学士課程または博士前期課程・修士課程の授業科目を履修することができます。なお、この場合、修得した単位を修了要件に含めることはできません。

また、履修できる他研究科の科目については大学 Web サイト [\(ホーム>教育・学生生活>授業・履修>要覧\)](#) に掲載されている「他研究科生が履修可能な科目一覧」を確認したうえで、履修登録を希望する場合は、履修登録期間中に創薬科学研究科教務担当まで申し出てください。

(8) 科目名称について

科目名称の末尾に数字あるいは英字等の表現がある場合は、以下のルールを表しています。

- ・ 「〇〇論 1、2～」

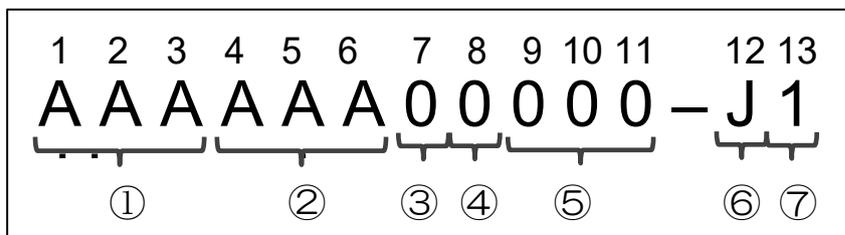
科目内容に順序性がある科目群について使用します。ただし、必ずしも1の履修が2の履修の前提条件になっているとは限りません。

- ・ 「〇〇論 A、B～」

科目内容に順序性がない科目群について使用します。

7. 科目ナンバリング

科目ナンバリングは、教育課程の体系性を示すために、科目に記号と番号を組みあわせて付与することによって、科目の学問分野、カリキュラム内での位置づけを示す仕組みです。本学では、科目の属性に応じて、アルファベットと数字を組み合わせた13桁で構成された番号を、下記のとおり①開設部局・②学問分野・③科目レベル・④科目区分・⑤連番・⑥使用言語・⑦授業形態として各科目に付番しています。各授業科目の科目ナンバリングは、シラバスをご確認ください。詳細は大学 Web サイト [\(ホーム>教育・学生生活>授業・履修>シラバス・履修案内\)](#) をご覧ください。



8. 履修登録

(1) 履修登録

① 学生ポータル (UNIPA) による履修登録

科目を履修するにあたっては、各学期はじめの定める期日まで (4月上旬・9月中旬) に学生ポータル (UNIPA) より履修登録をする必要があります。

履修を考えている科目は全て履修登録期間に登録してください。

② 登録上の諸注意

- ・ 履修課程表にある配当年次などによく注意して登録してください。試験で不合格となった科目の再履修は原則として次年度以降となりますが、一部の前期開講科目については、同一年度の後期に再履修できる場合があります。
- ・ 配当年次に満たない年次の学生は、その科目を履修することはできませんが、配当年次を越える年次の学生は履修が可能です。
- ・ 同一曜日に複数キャンパスで授業を履修する場合、キャンパス間移動の時間が確保できないと判断される場合は履修エラーとなりますので注意してください。
- ・ 同一曜日時限に、2科目以上を重複して履修登録することはできません。
- ・ 既に単位を修得した科目を再び履修することはできません。
- ・ 修了予定者が集中講義・単位互換科目等を履修する場合、開講日により修了判定の際の単位に含むことができない場合があるので、履修登録時に創薬科学研究科教務担当窓口まで事前に相談してください。

③ 履修登録の確認

履修登録の締め切り後の履修登録確認日・抽選結果発表日に、学生ポータル（UNIPA）の「抽選希望登録対象一覧」画面および「学生時間割表」画面上にて抽選科目の抽選結果および履修登録内容の確認が可能になります。履修登録確認日・抽選結果発表日に登録内容を点検し、希望どおり正しく登録されているか確認してください。特に、エラーが出ている科目については、履修登録修正期間内に修正してください。

※履修登録について、詳しくは「履修登録の手引」を参照してください。

（2）シラバス

シラバスには、各研究科のカリキュラムにおける科目の位置付けや授業の方法、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価の方法等が記載されています。履修登録にあたっては、授業時間割やシラバス等を確認し、自身の学習計画を立ててください。

9. 成績評価・試験

（1）成績評価方法・単位の修得

履修科目の成績は、シラバスで授業科目ごとに示されている方法で各授業担当教員によって評価され、合格した科目に単位が与えられます。成績の評語については「10. 成績評語とGPA制度」で記載します。成績は学生ポータル（UNIPA）で確認することができます（定められた期間を除く）。

（2）定期試験

単位の認定は基本的に試験の成績によって行われますが、試験を行わず、レポートや平常の成績等によって単位認定が行われることもあります。試験を実施する場合は、原則として、授業期間終了後（試験期間）に実施します。試験の時間割は学生ポータル（UNIPA）を確認してください。

（3）追試験・再試験

試験を欠席した理由が以下の項目に該当する場合には、科目の開設部局（各研究科または国際基幹教育機構）によっては追試験を行うことがあります。

- ① 学生が病気または負傷した場合
- ② 学生の親族が死亡した場合（2親等以内の親族または同居の親族に限る。）
- ③ 公共交通機関の遅延による場合
- ④ 学生が国家試験等を受験する場合
- ⑤ 学生が裁判員裁判へ参加する場合
- ⑥ その他やむを得ないものと認められた場合

追試験の受験を希望する者は、所定の期間内に信憑書類を添えて各科目の開設部局に願出する必要があります。追試験の実施有無や受験方法等については科目の開設部局に問い合わせてください。

また、定期試験で不合格になった科目の再試験は一切実施しません。

10. 成績評語と GPA 制度

履修科目の成績は、定められた基準にもとづき評価され、発表は評語により行います。各評語の評価基準などは大学 Web サイト [\(ホーム>教育・学生生活>授業・履修>シラバス・履修案内\)](#) を確認してください。履修登録した各科目の成績に GP(Grade Point)を割り当て、その平均を取ったものを GPA (Grade Point Average) といいます。学修の達成度を客観的に評価するための指標として学期ごとに算出され、修了するために必要な単位をただ修得するのではなく、学生が主体的にかつ充実した学習効果をあげることを目的としています。GPA は学期ごとに算出されます。GPA の算出方法は大学 Web サイト [\(ホーム>教育・学生生活>授業・履修>シラバス・履修案内\)](#) から確認してください。

GPA の対象となる科目は、原則として、履修登録した全ての科目です。ただし、修了の所要単位に算入されない科目、評語「N (認定)」の「単位認定された科目」、評語「P (合格)」の「成績評価基準にもとづく評価をしない科目で合格となった科目」は GPA から除かれます。また、成績証明書には、発行した時点での通算 GPA が記載されます。

なお、履修登録の締め切り以降は、原則として変更はできません。ただし、以下に示す条件により履修を続けることが困難な場合、特別に履修中止を認める場合があります。

- ① 実際の授業の内容が公開されている『シラバス』と本質的に異なっている場合
- ② 授業についていけるだけの知識不足が発覚した場合

手続きの時期や方法など詳細については「履修登録の手引」を確認してください。

11. 既修得単位の認定（再入学の場合を除く）

本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む）において科目を履修し、修得した単位については、研究科の履修課程に照らして有益と認められる場合に限り、合計 15 単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定されることがあります。該当者は、入学前までに創薬科学研究科教務担当へ申し出てください。

なお、他大学との単位互換・単位認定制度により修得した単位数と合わせて 20 単位を超えることはできません。

12. 長期履修制度の利用について

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて計画的に履修し、教育課程を修了するこ

とにより、学位を取得することができる制度です。

長期履修を出願することができる者は、次のいずれかに該当する者としてします。

- ① 職業を有し、就業している者
- ② 育児、介護等の事情を有する者
- ③ その他、相当の理由があると当該課程の研究科長が認める者

なお、事情が解消した場合には創薬科学研究科教務担当に報告してください。

また、長期履修制度の詳細については、創薬科学研究科教務担当に確認してください。

13. 定期試験受験心得

- (1) 試験開始までに入室し、試験監督者の指示に従ってください。
- (2) あらかじめ履修登録した科目のみ、受験することができます。
- (3) 受験に際しては、必ず学生証（デジタル学生証は認められません（以下同様））を持参し、着席した机の上に置いてください。学生証を忘れた場合は、事前に創薬科学研究科教務担当窓口で仮受験票の交付を受けてください。これを怠った場合は、受験を許可しないことがあります。
- (4) 試験を開始して30分経過後の遅刻者は受験を許可されません。
- (5) 試験を開始して30分を経過しなければ退出は許されません。
- (6) 机上には、持ち込みを許可されたもの（教科書、ノートなど）がある場合を除いて、学生証、筆記具以外を置いてはいけません。
- (7) 携帯電話などの電子機器は、特に許可された場合を除き、電源を切り、かばんの中に入れてください。また、音を発する物（たとえば時計のアラーム）などで、他人に迷惑をかけてはいけません。
- (8) 受験中、学生相互間の物品（筆記具を含む）の貸借は一切認められません。また、私語をしてはいけません。
- (9) 配付された答案用紙には、所定の箇所に、学籍番号、氏名などを必ず記入してください。
- (10) 答案用紙は試験監督者から配付されたものを使用し、書き損じた答案用紙も全て提出してください。配付されたものは、許可されたもの以外は持ち帰ってはいけません。
- (11) 試験監督者が不正行為を認めた場合には、受験の停止、退室などを命ずることがあり、受験者はこれに従わなければいけません。
- (12) 対面試験と同様に遠隔試験についても一切の不正行為を禁じます。
- (13) レポート試験について、次の行為に対して不正行為とみなします。
 - ① 他者のレポートの一部または全部を書き写す行為
 - ② 他者にレポート作成を依頼する行為
 - ③ 他者に依頼されて本人の代わりにレポートを作成する行為
 - ④ レポートのデータや資料等を捏造または改ざんする行為
 - ⑤ その他、上記の不正行為に準ずる行為
- (14) 試験（遠隔試験、レポート試験も含む）で不正行為を行った学生に対しては、原則とし

てその試験実施日が属する学期に履修中の科目の成績を全て無効とします。

(15) 不正行為を行った学生は、学則に基づいた懲戒処分（訓告、停学、退学）の対象になる事もあります。

(16) いかなる試験においても自己または他人のために不正行為をしてはいけません。

14. 成績評価についての異議申立

学生は、その学期の成績評価について、次のような場合に異議を申し立てることができません。

(1) 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの

(2) シラバス等により周知している成績評価の方法に照らして、評価結果等について疑義があるもの

異議申立を行う場合は、学生ポータル (UNIPA) に掲載する申立期間内に、各科目の開設部局（創薬科学研究科教務担当または森之宮学務室教務担当）へ申し出てください。

なお、これは成績評価に納得がいかない者が、問い合わせ、また異議申立を行う制度ではないので注意してください。

15. 休講・欠席について

(1) 気象条件の悪化、交通機関の運休等による授業の休講および定期試験の延期措置について

取り扱いの詳細は、以下のリンクより大学 Web サイトを確認してください。

[\(ホーム>教育・学生生活>気象条件の悪化、交通機関の運休等による授業の休講および定期試験の延期措置について\)](#)

(2) 授業欠席時の取扱いについて

授業を欠席する場合は、大学 Web サイト [\(ホーム>教育・学生生活>授業・履修>学事日程・授業関係\)](#) を確認のうえ、所定の手続きを行ってください。欠席理由（病気、各種実習、介護等体験、クラブ活動、忌引等）の如何を問わず、原則として「欠席届」を授業担当教員に提出してください。授業科目の成績評価等の配慮については、授業担当教員の判断によります。

なお、以下の場合には特例として通常と対応が異なります。

- 学校感染症に指定されている感染症（季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）に罹患した場合
大学 Web サイト [\(ホーム>教育・学生生活>授業・履修>学事日程・授業関係\)](#) を確認してください。
- 裁判員制度に伴う裁判に出席する場合
大学 Web サイト [\(ホーム>教育・学生生活>授業・履修>学事日程・授業関係\)](#) を確認してください。

16. 他大学院との単位互換・単位認定制度

教育上有益であると認められたときには、他の大学院等における授業科目の履修、研究指導の一部を受けることおよび外国の大学院への留学を認められることがあります。

その際に、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議等に基づき、本研究科会議の承認を得て、当該大学院の科目を履修し単位を修得した場合は、15単位まで修了に必要な単位として認められることがあります。

なお、入学前の既修得単位制度により修得した単位数と合わせて20単位を超えることはできません。

17. 前期終了時の修了

博士前期課程において、在学期間が2年以上で修了必要単位を修得した者は、3月末だけでなく、前期終了時にも学位の授与を申請することができます。

博士後期課程において、在学期間が3年以上で修了必要単位を修得した者は、3月末だけでなく、前期終了時のほか、6月末、12月末にも学位の授与を申請することができます。

学位を申請する者は、所定の期日までに学位授与申請書と学位論文等を提出する必要があります。詳細については、創薬科学研究科教務担当に問い合わせてください。

18. 早期修了

博士後期課程では、優れた研究業績をあげ、定められた必要な科目の単位を修得した者は、在学期間が短縮されることがあります。申請資格など詳細は、創薬科学研究科教務担当に確認してください。

なお、博士前期課程では、早期修了制度の適用はありません。

19. 学籍について

(1) 休学

病気その他やむを得ない理由で引き続き2ヶ月以上修学できない場合は、「休学願」を提出することにより、休学が認められることがあります。ただし、休学はやむを得ない事由により復学を前提として行うものです。なお、「休学願」の提出は休学を開始する日の前日（前期からの休学の場合は3月31日、後期からの休学の場合は9月23日）までに行わなければなりません。また、休学を延長する場合も、上記と同様の手続きをおこなう必要があります。

休学期間は、通算して2年を超えることができません。また、その期間は在学年数に算入しません。

(2) 復学

休学期間中にその事由が消滅した場合は、申し出て復学することができます。復学するためにはその学期の授業料を納入しなければなりません。

(3) 留学

留学を願い出る場合は、担当教員等による指導助言を受けた上で、留学を開始する日の

前日までに「留学願」を提出しなければなりません。

(4) 退学

退学を希望する場合は、前期をもって退学する場合は前期末、後期をもって退学する場合は後期末までに「退学願」を提出しなければなりません。学期開始後に提出した場合は、その学期の授業料を納入しなければなりません。

(5) 除籍

指定された期日までに授業料を納入しなかった場合、あるいは在学年限内に所定の単位を修得できなかった場合で「退学願」の提出のないとき等は除籍となります。

(6) 再入学

退学または除籍された者が再入学を願い出た場合は、教授会の選考を経て許可されることがあります。ただし、再入学の願い出は、退学または除籍の日から2年以内に限りま

原則、休学、復学、退学は学期末の1か月前までに、担当教員等による指導助言を受けたうえで願い出るようにしてください。急な事情により願い出が必要となった場合は、すみやかに創薬科学研究科教務担当へ相談してください。

20. 修学上の配慮・支援について

疾病・障がいおよび社会的障壁を有する学生で個別具体的な修学上の配慮・支援を必要とする場合は、アクセシビリティセンターまたは創薬科学研究科アクセシビリティ支援委員に申し出てください。

21. 転研究科

特別の事情がある場合、転研究科が認められることがあります。ただし、転研究科を認めていない研究科もあります。転研究科の詳細については、創薬科学研究科教務担当に問い合わせてください。

22. リーディングプログラムコース

創薬科学研究科創薬科学専攻に、システム発想型学際科学リーダー養成学位プログラムを学修するリーディングプログラムコースを置きます。

リーディングプログラムコースの履修を希望する者は、リーディングプログラムにおいて実施される選抜試験に合格する必要があります。また、リーディングプログラムコース学生の教育課程、修了要件は別に定めます。詳細は、大学 Web サイト [\(システム発想型学際科学リーダー養成学位プログラム\)](#) を確認してください。

23. 研究指導教員の決定と研究指導の方法

■研究指導教員の決定（博士前期課程・博士後期課程共通）

研究指導教員は、次の1～4のとおり決定します。入試出願時に希望する研究指導教員を申告し、入学後に意思を再確認のうえ、本研究科教授会で正式に決定します。

- 1 学生は事前に相談の上、大学院入試出願時に希望する研究指導教員を申告する。
- 2 入学後、速やかに学生と研究指導教員はそれぞれの意思を再確認する。
- 3 本研究科教授会において研究指導教員を審議し、決定する。
- 4 学生あるいは研究指導教員の申し出を受けた研究科長の判断の下で前項2、3のプロセスを再度行うことができる。

■研究指導の方法

研究指導は、年度初めに計画を明示し、研究課題の設定から計画立案、遂行、進捗報告、論文作成・発表まで段階的に進めます。各課程の研究指導の流れは次のとおり記載していますので、流れにそって研究指導を受けてください。

（博士前期課程）

研究指導教員は、学生の研究指導を行うにあたり、この研究指導計画を明示し、毎年度の初めに、学生の1年間の研究計画についての打ち合わせを学生と十分に行った上で、以下に沿って、研究指導を行うものとする。学生の研究指導計画の詳細は、学生の研究計画を確認した上で作成し、明示する。

1 研究計画の立案（1年次4月～5月）

- (1) 学生は、決定した研究課題に関して先行研究の整理、仮説の設定を行い、研究指導教員とともに研究計画を立案する。
- (2) 研究指導教員は、学生が研究計画を立案するに当たって、研究方法・文献調査方法・文献読解方法などを指導する。
- (3) 研究指導教員は、学生が記入し提出した研究指導計画書の研究計画に基づき、課程修了までの研究指導計画を1年ごとに記載し、学生に明示した後、研究科長に提出する。

2 研究の遂行（1年次～2年次）

- (1) 学生は、研究計画に従って研究を遂行する。研究の遂行にあたり、研究方法の確立、予備実験、調査等を行う。次いで、決定した研究方法にて研究課題に取り組み、データ収集・解析等を行い、研究結果をまとめる。
- (2) 研究指導教員は、研究の進行を確認しつつ、実験・調査等の手技の指導やデータ解析の指導等を行い、研究結果をまとめさせる。

- (3) 研究指導教員は、必要に応じて、研究指導計画の見直しを行い、毎年度の初め、研究指導計画を学生に明示する。

3 研究経過の中間報告（2年次）

学生は、研究経過中間報告会において研究の進捗状況を報告する。

4 修士論文の作成（2年次）

- (1) 学生は、研究成果をもとに修士論文をまとめる。
- (2) 研究指導教員は、修士論文の構成や図表の作成、文献の整理・引用等、論文のまとめ方を指導する。

5 修士論文の提出・発表（2年次1月～2月）

学生は修士論文を指定した期日までに提出し、修士論文発表会において修士論文の内容を発表する。

6 研究指導報告書の提出（修了時）

研究指導教員は、研究期間内に修士論文が完成しなかった場合など、当初の研究指導計画書から大きな変更があった場合、研究指導報告書を提出する。

（ ）内の年次・月は春入学の場合の目安。秋入学の場合は月を半年ずらす。

（博士後期課程）

研究指導教員は、学生の研究指導を行うにあたり、この研究指導計画を明示し、毎年度の初めに、学生の1年間の研究計画についての打ち合わせを学生と十分に行った上で、以下に沿って、研究指導を行うものとする。学生の研究指導計画の詳細は、学生の研究計画を確認した上で作成し、明示する。

1 研究計画の立案（1年次4月～5月）

- (1) 学生は、決定した研究課題に関して先行研究の整理、仮説の設定を行い、研究指導教員とともに研究計画を立案する。
- (2) 研究指導教員は、学生が研究計画を立案するに当たって、研究方法・文献検索方法・文献読解方法などを指導する。
- (3) 研究指導教員は、学生が記入し提出した研究指導計画書の研究計画に基づき、課程修了までの研究指導計画を1年ごとに記載し、学生と副研究指導教員に明示した後、研究科長へ提出する。

2 研究の遂行（1年次～3年次）

- (1) 学生は、研究計画に従って研究を遂行する。研究の遂行にあたり、研究方法の確立、予備実験、調査等を行う。次いで、決定した研究方法にて研究課題に取り組み、データ収集・解析等を行い、研究結果をまとめる。
- (2) 研究指導教員は、研究の進行を確認しつつ、実験・調査等の手技の指導やデータ解析の指導等を行い、研究結果をまとめさせる。
- (3) 研究指導教員は、必要に応じて、研究指導計画の見直しを行い、毎年度の初め、研究指導計画を学生に明示する。

3 研究経過の中間報告（2年次）

学生は、研究経過中間報告会において研究経過を報告する。

4 英文学術雑誌投稿論文の作成（1年次後期～3年次）

- (1) 学生は、研究成果をもとに英文学術雑誌への投稿論文を作成する。
- (2) 研究指導教員は、英文学術雑誌投稿論文の構成や英作文、図表の作成、文献の整理・引用等、論文のまとめ方を指導すると共に、投稿、査読・改訂等、投稿論文受理に至るプロセスを指導する。

5 博士論文の作成（3年次）

- (1) 学生は、研究成果をもとに博士論文をまとめる。
- (2) 研究指導教員は、博士論文の構成や図表の作成、文献の整理・引用等、論文のまとめ方を指導する。

6 博士論文の提出・発表（3年次1月～2月）

学生は博士論文を指定した期日までに提出し、公開の発表会で論文の内容を発表する。

7 研究指導報告書の提出（修了時）

研究指導教員は、研究期間内に博士論文が完成しなかった場合など、当初の研究指導計画書から大きな変更があった場合、研究指導報告書を提出する。

（ ）内の年次・月は春入学の場合の目安。秋入学の場合は月を半年ずらす。

24. 学位論文と学位

学位授与申請や学位審査基準等の詳細については、創薬科学研究科 Web サイトに掲載されている「学位論文審査実施要項」を確認してください。

25. 修了要件

(博士前期課程)

大学院共通教育科目の「研究公正A」必修科目1単位、専門科目の必修科目A群22単位、選択科目B・C・D群8単位以上を含む、合計31単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

なお、専門科目の選択科目B・C・D群については、以下のとおり8単位以上修得すること。

- ・B群（基礎創薬）から2単位以上
- ・C群（応用創薬）から4単位以上
- ・B群（基礎創薬）、C群（応用創薬）、D群から合計8単位以上

(博士後期課程)

大学院共通教育科目の「研究公正B」必修科目1単位、選択科目1単位以上、専門科目の必修科目19単位、選択科目2単位以上を含む、合計23単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

26. 専門科目履修課程

(博士前期課程)

科目区分	授業科目の名称	単位数 (○印 必修)	配当年次 開講期	履修を指定 する単位数	備考	
大学院共通 教育科目	研究公正 A	①	1 前・1 後	必修科目 1 単位		
専 門 科 目	A 群	創薬科学特別演習 1	②	1 前	必修科目 22 単位	
	創薬科学特別演習 2	②	1 後			
	創薬科学特別演習 3	②	2 前			
	創薬科学特別演習 4	②	2 後			
	創薬科学特別研究 1	②	1 前			
	創薬科学特別研究 2	②	1 後			
	創薬科学特別研究 3	②	2 前			
	創薬科学特別研究 4	②	2 後			
	研究企画ゼミナール 1	①	1 前			
	創薬科学基礎講義	①	1 前	集中		
	創薬科学グローバル プレゼンテーション	①	1 後	集中		
	異分野創薬ラボ体験 プログラム	②	2 前			
	国際性涵養プログラム	①	1・2 通	集中		
	B 群 (基礎創薬)	機能生化学特論	1	1 前		選択 科目 2 単位 以上
	計算分子生物学特論	1	1 後			
	ゲノム安全科学特論	1	1 後			
	細胞生物学特論	1	1 前			
	生体高分子化学特論	1	1 前			
	分子生物学特論	1	1 前			
	C 群 (応用創薬)	医科学特論	1	1 前	選択 科目 4 単位 以上	集中
	核酸創薬科学特論	1	1 後			
	生体高分子創薬科学特論	1	1 前			
	創薬構造生物学特論	1	1 前			
	創薬抗体工学特論	1	1 前			
	創薬材料科学特論	1	1 後			
	創薬生命化学特論	1	1 後			
	創薬免疫工学特論	1	1 後			
標識創薬化学特論	1	1 後				
病態創薬科学特論	1	1 後				
D 群	創薬科学特別講義	1	1・2 通		集中	
創薬科学研究者養成講義 A	1	1・2 通		集中		
創薬科学研究者養成講義 B	1	1・2 通		集中		
修了要件単位数				31 単位以上		

【 注 意 事 項 】

- 1 科目名、配当年次および開講期は変更されることがあるため、必ず最新の時間割やシラバス等を確認すること。
- 2 後期に開講している「研究公正 A」は、留学生用クラス（使用言語：英語）です。
- 3 「創薬科学特別演習 1～4」および「創薬科学特別研究 1～4」は、必ず番号順に履修し、番号順で単位を修得すること。
- 4 備考の集中は、集中講義を表します。

(博士後期課程)

科目区分	授業科目の名称	単位数 (○印必修)	配当年次 開講期	履修を指定 する単位数	備考
大学院 共通 教育 科目	研究公正 B	①	1 前・1 後	必修科目 1 単位	
	スタートアップ&ビジネス戦略事例 研究	1	1 通	選択科目 1 単位以上	
	事業化コンサルティング演習	1	1 通		
	知的財産戦略演習	1	1 通		
	アイデア発想力養成演習	1	1 通		
	マネジメント&マーケティング演習	1	1 通		
	Marketing and Management for Innovative Products/Services	1	1 通		
	ベンチャービジネス&アントレプレ ナーシップ基礎演習	1	1 通		
	リーダーシップ&チームマネジメン ト演習	1	1 通		
専門 科目	創薬科学特別演習 5	②	1 前	必修科目 19 単位	
	創薬科学特別演習 6	②	1 後		
	創薬科学特別演習 7	②	2 前		
	創薬科学特別演習 8	②	2 後		
	創薬科学特別演習 9	②	3 前		
	創薬科学特別演習 10	②	3 後		
	創薬科学特別研究 5	①	1 前		
	創薬科学特別研究 6	①	1 後		
	創薬科学特別研究 7	①	2 前		
	創薬科学特別研究 8	①	2 後		
	創薬科学特別研究 9	①	3 前		
	創薬科学特別研究 10	①	3 後		
	研究企画ゼミナール 2	①	1 前		
	創薬研究インターンシップ	2	1・2 通		選択科目 2 単位以上
	グローバル合宿・在外研究体験	2	1・2 通	2 単位以上	
	創薬科学研究者養成講義 C	1	1・2・3 通	—	集中 自由科目
創薬科学研究者養成講義 D	1	1・2・3 通	—	集中 自由科目	
創薬科学研究者養成講義 E	1	1・2・3 通	—	集中 自由科目	
修了要件単位数				23 単位以上	

【 注 意 事 項 】

- 1 科目名、配当年次および開講期は変更されることがあるため、必ず最新の時間割やシラバス等を確認すること。
- 2 後期に開講している「研究公正 B」は、留学生用クラス（使用言語：英語）です。
- 3 「創薬科学特別演習 5～10」および「創薬科学特別研究 5～10」は、必ず番号順に履修し、番号順で単位を修得すること。

- 4 自由科目は修了要件の単位に算入しません。
5 備考の集中は、集中講義を表します。

27. 大学院共通教育科目履修課程

創薬科学研究科では、下表のとおり大学院共通教育科目が置かれており、当該課程の科目を履修し単位を修得することができます。

授業の実施方法や、科目に関するその他詳細については、「国際基幹教育機構 開設科目要覧（大学院生用）」および「シラバス」を必ず確認すること。

課程	科目名	単位 (○印必修)	配当年次 開講期	備考
博士前期	研究公正 A	①	1 前・1 後	集中
	科学英語	2	1 後	自由科目
	Academic Writing	2	1 前	自由科目
	Academic Presentation	2	1 前	自由科目
	大学院キャリアデザイン演習 A	2	1 通	集中 自由科目
	大学院キャリア形成論—学問・大学と社会 A	1	1 通	集中 自由科目
	戦略的システム思考力演習 1	2	1 前	自由科目
	戦略的システム思考力演習 2	2	1 後	自由科目
	イノベーション創出基礎講座	2	1 前	自由科目
	グローバル経営特論 A	2	1 後	自由科目
	化学産業論	1	1 前	自由科目
	バイオデザイン A	2	1 通	集中 自由科目
	人権問題論 A	2	1 通	集中 自由科目
大学教育基礎演習 A	1	1 通	集中 自由科目	
博士後期	研究公正 B	①	1 前・1 後	集中
	大学院キャリアデザイン演習 B	2	1 通	集中 自由科目
	大学院キャリア形成論—学問・大学と社会 B	1	1 通	集中 自由科目
	ビジネス企画実践演習	2	1 通	集中 自由科目
	スタートアップ&ビジネス戦略事例研究	1	1 通	集中
	事業化コンサルティング演習	1	1 通	集中
	知的財産戦略演習	1	1 通	集中
	アイデア発想力養成演習	1	1 通	集中
マネジメント&マーケティング演習	1	1 通	集中	

課程	科目名	単位 (○印必修)	配当年次 開講期	備考
博士 後 期	Marketing and Management for Innovative Products/Services	1	1 通	集中
	ベンチャービジネス&アントレプレナーシップ基礎演習	1	1 通	集中
	リーダーシップ&チームマネジメント演習	1	1 通	集中
	企業連携研究リーダー実践演習	2	1 通	集中 自由科目
	グローバル経営特論 B	2	1 後	自由科目
	バイオデザイン B	2	1 通	集中 自由科目
	人権問題論 B	2	1 通	集中 自由科目
	大学教育基礎演習 B	1	1 通	集中 自由科目
	大学教育実践演習	2	1 前	集中 自由科目

【 注 意 事 項 】

博士前期課程・博士後期課程 共通

- 1 科目名、配当年次および開講期は変更されることがあるため、必ず「国際基幹教育機構大学院共通教育科目」の最新の時間割やシラバス等を確認すること。
- 2 後期に開講している「研究公正 A」および「研究公正 B」は、留学生用クラス（使用言語：英語）です。
- 3 自由科目は修了要件の単位に算入しません。
- 4 備考の集中は、集中講義を表します。

28. 各種資格（受験資格）

創薬科学研究科において取得することができる資格（受験資格）は、下表のとおりです。

資格の名称	資格の種類	資格取得の形態
甲種危険物取扱者	国家資格	受験資格

29. 生成 AI の利活用に関する学生向けガイドライン

本学では、学業や研究において生成 AI を有効かつ安全に活用できるよう、ガイドラインを作成しました。ガイドラインの内容をよく確認の上、適切な場面で責任を持って活用してください。

[生成 AI の利活用に関する学生向けガイドライン](#)

Ⅲ. 創薬科学研究科 教員一覧

	研究分野	教授	准教授	講師	助教
基礎 創薬	機能生化学	加藤 裕教			西原 冨佳
	計算分子生物学	森次 圭		浴本 亨	
	ゲノム安全科学	川西 優喜			白石 一乗
	細胞生物学	佐藤 孝哉	竹中 延之		
	生体高分子化学	円谷 健	森 英樹		
	分子生物学	居原 秀	笠松 真吾		
応用 創薬	核酸創薬科学	岸村 顕広	竹田 恵美		
	細菌学	金子 幸弘 ※	坪内 泰志 ※		
	生体高分子創薬科学	乾 隆	石橋 宰		
	創薬構造生物学	木下 誉富	恩田 真紀	河原 一樹	
	創薬抗体工学	立花 太郎 ※		横山 智哉子 ※	
	創薬材料科学	長崎 健		藤原 大佑	
	創薬生命化学	中瀬 生彦		道上 雅孝 坂本 健太郎	
	創薬免疫工学		弓場 英司 ※		
	標識創薬化学	土居 久志			大野 祥平
	病態創薬科学	片平 じゅん		板倉 正典	

※・・・創薬科学研究科において研究指導を行う兼任教員

各研究分野のページ（ [創薬科学研究科特設サイト](#) > [研究室一覧](#) ）

IV. 大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校 の学術研究に係る行動規範

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範

令和3年12月8日制定

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「本学等」という。）は、本学等で行われる学術研究の信頼性及び公平性を確保することを目的として、本学等において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）及び本学等における研究活動の支援等に携わるすべての構成員（以下「構成員」という。）に対し、学術研究活動及び学術研究活動の支援等を遂行する上で求められる行動規範を日本学術会議「科学者の行動規範」（平成18年10月3日制定、平成25年1月25日改定）に準拠してここに定める。

なお、この行動規範に言う研究者とは、学生を含めて、本学等において研究活動に携わるすべての者を指す。

第1章 研究者の責務

（研究者の基本的責任）

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の姿勢）

- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究活動によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

- 3 研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 研究者は、社会に対して、自らが携わる学術研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（学術研究の利用の両義性）

- 6 研究者は、自らの学術研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施並びに成果の公表及び説明にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を周到に計画して選択する。

（研究グループの代表者の責務）

- 7 研究グループの代表者は、以下の責務を有する。また、研究グループ内のすべての研究者に本規範を周知し、本規範を逸脱することなく公正な研究が遂行できるようにする。

- ・ 研究実施や論文等の執筆・投稿の際の直接的に必要な確認
- ・ グループ内での確認体制の構築
- ・ グループ内における研究データの適切な取扱いと管理
- ・ グループ内の研究者が各自の能力を十分発揮できるような研究環境の整備

第2章 公正な研究

（研究活動）

- 8 研究者は、自らの学術研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は、研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得

るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また、これに加担・隠ぺい等を行わない。さらに、研究の実施や論文等の執筆・投稿等にあたり研究者が本来果たすべき確認等を怠った場合は、故意性の有無にかかわらず、不正行為の責任を負うべきものと認定されうることを自覚する。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

- 9 研究者は、責任ある学術研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に積極的かつ継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

- 10 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮するとともに、個人情報の管理には細心の注意を払う。また、動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 11 研究者は、他者の研究成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

第3章 社会の中の学術研究

(社会との対話)

- 12 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

- 13 研究者は、公共の福祉に資することを目的として学術研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する助言)

- 14 研究者は、政策立案・決定者に対して助言を行う際には、その知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

第4章 法令遵守等及び本学等の責務

(法令等の遵守)

- 15 研究者は、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用等にあたっては、関係法令、関係省庁・学会の指針、本学等に適用される規程等を遵守する。

(差別の排除とハラスメントの防止)

- 16 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種・民族、性的指向・性自認、社会的身分、門地、思想・信条、宗教、障害等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。また、意図の有無にかかわらず、研究活動のなかでハラスメントが起こり得ることを認識して、その防止に努める。

(利益相反)

- 17 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(環境・安全への配慮)

- 18 研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（劇毒物、放射性同位元素、外来生

物、遺伝子組換え生物等)を取り扱う場合には、関係法令、関係省庁・学会の指針、本学等に適用される規程等を遵守する。

(本学等の責務)

19 本学等は、以下の取り組みにより、研究の公正を確立・維持し不正を防止する管理・統括の責務を有する。

- ・ 研究倫理の確立
- ・ 研究者倫理の向上
- ・ 研究環境の整備
- ・ 研究におけるコンプライアンスの確立
- ・ 不正行為に対する適切な対応

(構成員の責務)

20 構成員は、研究者とともに本学等の研究活動の推進を担うという責任を自覚し、関係法令、本規範並びに本学等に適用される規程等を遵守し、本学等における研究活動の支援等を適切に行う責務を有する。また、研究の公正を実現し不正を防止するために必要な教育啓発に取り組む責務を有するとともに、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為に加担・隠ぺい等を行わない。

附則

- 1 この規範は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人大阪定款附則第2項の規定に基づき、大阪府立大学及び大阪市立大学が存続する期間においては、この行動規範における「大阪公立大学」を「大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学」と読み替える。

大阪公立大学大学院創薬科学研究科
教育推進課 創薬科学研究科教務担当

TEL 072-254-8396(直通)

MAIL gr-kyik-dds@omu.ac.jp